

厚生労働省における環境配慮の方針

平成16年6月29日
環境対策推進本部決定
平成17年9月28日
一部改正
平成18年9月29日
一部改正
平成19年7月26日
一部改正
平成20年11月5日
一部改正
平成21年11月9日
一部改正
平成23年3月31日
一部改正
平成24年3月30日
一部改正
平成25年5月16日
一部改正
平成26年3月31日
一部改正
平成27年3月30日
一部改正
平成28年3月31日
一部改正
平成29年3月31日
一部改正
平成30年4月26日
一部改正
令和2年9月29日
一部改正
令和4年3月30日
一部改正
令和5年3月30日
一部改正
令和6年3月29日
一部改正
令和6年9月13日
一部改正

I 理念

「環境基本計画」（令和6年5月21日閣議決定）において、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していくこととしている。その上で、「環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するために横断的に実施する重点戦略として「「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」、「自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上」、「環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり」、「「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現」、「「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装」、「環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献」が提示されている。

II 厚生労働省における環境配慮の方針の策定

上記を踏まえて、厚生労働省においては、温室効果ガス削減の推進や化学物質対策の取組など、厚生労働行政における環境に対する配慮が重要であることから、その配慮方針（以下「環境配慮の方針」という。）を策定することとする。本方針において、厚生労働省自らの具体的な取組とその目標を明らかにし、その進捗状況を点検することにより、環境対策の効果的かつ効率的な推進を図ることとする。

また、通常の実経済活動主体としての厚生労働省が、その業務を遂行する際の取組についても、同様に本方針の対象とすることとする。

III 環境配慮の方針の対象となる施策

環境配慮の方針は、厚生労働行政に係る環境保全のための施策及び通常の実経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組について定める。

（1）厚生労働行政に係る環境保全のための施策

厚生労働省は、地球環境を保全するため、「環境基本計画」における個

別分野の重点的施策の展開のうち次に掲げる取組につき、厚生労働行政分野を対象として施策を推進することとする。具体的な施策は別添のとおりとする。

- ① 気候変動対策
- ② 循環型社会の形成
- ③ 生物多様性の確保・自然共生
- ④ 環境リスクの管理等
- ⑤ 各種施策の基盤となる施策

(2) 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

厚生労働省は、経済活動主体として環境に及ぼす影響を低減するため、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）等に基づき、次に掲げる取組を対象として、取組を推進する。具体的な施策は別添のとおりとする。

- ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく取組
- ② 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組であって、燃料使用量、エネルギー使用量、廃棄物排出量、用紙使用量といった事項について把握し、その減量化を行うもの
- ③ 働き方・休み方改革の推進を通じて、職場における環境負荷の低減に資するよう努めるもの

IV 環境対策推進本部への報告等

環境配慮の方針の対象となる施策を実施する際には、毎年度、別添に定める施策の関係局がその進捗状況について自己点検を行った後、環境対策推進本部（平成16年6月厚生労働大臣伺い定めにより設置）に報告し、その点検結果を施策等の見直し、改善等へ適切に反映させることとする。

V 検討

環境対策推進本部においては、環境配慮の方針について、6年に1度、環境基本計画の改正等を踏まえて見直すこととする。

厚生労働省における環境配慮の方針の対象となる施策について

「厚生労働省における環境配慮の方針」Ⅲ（１）及び（２）に基づき、次に掲げる「厚生労働行政に係る環境保全のための施策」及び「通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組」を具体的な施策とする。

Ⅰ 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

（１）気候変動対策

① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

《施策の目標》

- ・ 厚生労働省所管業種において策定した低炭素社会実行計画に基づきその業種の特性に応じた省CO₂対策を講ずる。

《施策の柱》

- ・ 各団体担当者及び有識者からなる会議を定期的を開催し、各団体が作成した低炭素社会実行計画について、ヒアリングその他の方法により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。

② 時間外労働の削減等による温暖化の防止

《施策の目標》

- ・ 時間外労働の削減・効率的な業務推進などの企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。

（指標；所定外労働時間数（厚生労働省「毎月勤労統計調査」））

《施策の柱》

- ・ 働き方改革の推進による所定外労働の削減

（２）循環型社会の形成

① 生活衛生関係営業者による環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・ 旅館・飲食・食肉関係営業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。

（指標；旅館・飲食・食肉関係営業者による食品循環資源の再生利用等による実施率の割合（％））

目標値 ⇒（令和 6（2024）年度）；50％（対象：全事業所）

- ・ 生活衛生関係営業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の適正な運用）
- ・ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・ 医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。

（指標；日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量）

目標値 ⇒ 令和7（2025）年度において平成12（2000）年度比75%程度削減する。

- ・ 医薬品・医療機器製造販売業者等による廃棄物の再資源化の向上を図る。

（指標；日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の再資源化率）

目標値 ⇒ 令和7（2025）年度において廃棄物再資源化率を60%以上とする。

- ・ 医薬品・医療機器製造販売業者等による廃プラスチック再資源化の向上を図る。

（指標；日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃プラスチックの再資源化率）

目標値 ⇒ 令和12（2030）年度において廃プラスチック再資源化率を65%以上とする。

- ・ 医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の適正な運用
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の適正な運用
- ・ 密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援（資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定）
- ・ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発

③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。

- ・医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の遵守
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の遵守
- ・グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発

④ 厚生労働省所掌の事業者（独立行政法人等）による自主的な環境配慮の取組の推進

《施策の目標》

- ・厚生労働省所掌の事業者（独立行政法人等）による自主的な環境配慮の取組を推進する。

《施策の柱》

- ・グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発

（３）生物多様性の確保・自然共生

《施策の目標》

- ・医薬品等分野において生物多様性の確保を図る。
（指標；第一種使用等（開放系での使用等）に係る承認件数、第二種使用等（閉鎖系での使用等）に係る確認件数）

《施策の柱》

- ・遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の適正な運用）

（４）環境リスクの管理等

①医療施設、社会福祉施設等のアスベスト等に係る調査・除去の推進

《施策の目標》

- ・医療施設、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等の使用実態調査や、アスベストの除去を推進する。

《施策の柱》

- ・医療施設、社会福祉施設等の建築物等を使用されている吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等で、含有するアスベストの重量が当該製品の重量の0.1%を超える建築物等の使用実態把握
- ・アスベストが発見され、ばく露のおそれのある場所を有する医療施設、社会福祉施設等に対して、直ちにアスベストの除

去等法令に基づき適切な措置を講じるよう、都道府県等に対して指導を要請

②環境リスクの評価・管理の推進

《施策の目標》

- ・化学物質について、環境リスクの評価、管理等を推進する。
(指標；規制物質数)

《施策の柱》

- ・有害性及びリスクの評価、管理等の実施（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の適正な運用）
- ・既存化学物質の安全性点検の実施

③化学物質リスク研究事業の推進

《施策の目標》

- ・環境中化学物質のリスク研究事業を推進し、施策へ反映する。
(指標；厚生労働科学研究における研究課題数)

《施策の柱》

- ・化学物質を利用する上でのヒトへの健康影響を最小限に抑えることを目的とした科学的基盤の確立

④情報収集・提供体制の推進

《施策の目標》

- ・化学物質に係る情報収集・提供体制を整備する。
(指標；既存化学物質毒性データベース（JECDB）の登録状況)
目標値 ⇒ 登録試験数：年間20件

《施策の柱》

- ・化学物質に係る各種データベースの整備、インターネット等を通じた情報の発信等

⑤国際的な研究協力の推進

《施策の目標》

- ・化学物質健康影響評価に係る国際的な研究等の協力を推進する。
(指標；有害性評価内容の英語による公開件数)

《施策の柱》

- ・有害性評価内容の英語による公開、OECD（経済協力開発機構）等の関係国際機関の活動への参画等

(5) 各種施策の基盤となる施策

① 人への投資の支援

《施策の目標》 ・ 新たなスキルの獲得とグリーン分野を含む成長分野への円滑な労働移動を同時に進める。
《施策の柱》 ・ 三位一体の労働市場改革の指針（新しい資本主義実現会議決定（令和5年5月16日））に基づく取組の推進

Ⅱ 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

(1) 環境物品等の活用

《取組の目標》 ・ 環境物品等を活用することにより、環境への配慮を促進する。 (指標；調達率100%（95%）を達成した品目数の割合) 目標値 ⇒100%
《取組の柱》 ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を図るための方針に基づくすべての取組の推進

(2) 温室効果ガスの排出削減

《取組の目標》 ・ 温室効果ガスの排出を削減し、環境への配慮を促進する。 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）（令和3年10月22日閣議決定）に掲げられた取組の推進により、平成25（2013）年度を基準として、令和12（2030）年度までに50%削減を目指すこととする。
《取組の柱》 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組の推進

(3) 働き方・休み方改革の推進を通じた職場における環境負荷の低減

《取組の目標》

- ・ 仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じて、職場としての環境負荷の低減に努める。

(指標 ; 「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づく年次休暇達成率(本省内部部局))

目標値 ⇒ 年間16日以上 of 年次有給休暇 (以下「年休」という。) を取得し、少なくとも全職員の75%が、毎月1日以上 of 年休を取得する。

《取組の柱》

- ・ 平成27年 1 月27日に提言された、省内長時間労働削減推進チーム報告書「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」を踏まえ「厚生労働省働き方・休み方改革」として以下の取組を行う。

- ① 職員は原則として毎日20時までに退庁することとし、課室長もそれ以降の在庁を認めない。国会对応など他律的業務を除き、やむを得ない場合でも22時までに退庁することとし、それ以降になる場合には翌日朝勤務を活用する等の取組を行う。
- ② 全職員が年間16日以上 of 年次有給休暇 (以下「年休」という。) を取得し、少なくとも全職員の75%が、毎月1日以上 of 年休を取得させる。